

介 保 第 8 4 2 号  
平成 2 5 年 1 月 1 5 日

福祉用具貸与事業所 代表者 様

秋田市福祉保健部  
介 護 保 険 課 長  
(公 印 省 略)

介護保険における適切な福祉用具貸与について（通知）

日頃、本市福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり、介護保険における福祉用具貸与（介護予防を含む。以下同じ。）は、居宅において利用者の日常生活上の便宜を図る又は介護者の負担の軽減を図るものとされているところです。

しかしながら、短期入所サービス等の長期継続利用者が使用する福祉用具について、当該サービス事業所が備えるべきであるにもかかわらず、利用者に福祉用具貸与により準備させるなどの不適切事例が散見されています。

つきましては、下表に記載した注意事項に留意の上、運営基準を遵守した適切なサービス提供に努めてくださいますようお願いいたします。

No.	注意事項
1	福祉用具貸与は、利用者の居宅において使用されるべきものであること。 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 193 条)
2	短期入所生活介護事業所および小規模多機能型居宅介護事業所等において、各サービスを提供するために必要な福祉用具は、当該サービス事業所で備えること。 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 124 条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 67 条 等)
3	介護保険における福祉用具貸与サービスを提供する場合は、上記 1、2 について居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 ※不適切な福祉用具貸与費については返還の対象となる場合があります。

担 当 〒 0 1 0 - 8 5 6 0  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市福祉保健部介護保険課  
企画・給付担当 伊藤  
電 話 8 6 6 - 2 0 6 9  
F A X 8 6 6 - 2 3 0 9